

別 表

障害児福祉手当	特別障害者手当			
A	B	C	D	E
下表の1項目が該当	下表の2項目が該当	下表の2項目かつB表の1項目が該当	B表の3～5のいずれか1つに該当し日常生活動作が10点以上	A表の8のうち内部障害又はその他の疾患等に該当しかつ安静度表1度（絶対安静）
1 両眼視力がそれぞれ0.02以下 2 両耳音声識別不可（補聴器使用）、及び両耳聴力100db以上 3 両上肢著障 4 両上肢全指欠損 5 両下肢全廃 6 両大腿2分の1以上欠損 7 体幹座位不可 8 日常生活の自立ができない程度の障害又は病状 (1)・両眼視力がそれぞれ0.03以下又は一眼視力0.04で両眼による視野2分の1以上欠損 ・両上肢→食事・洗面・便所の処置・衣服の着脱の自立不可 ・両下肢→階段の昇降・室内歩行の自立不可 ・体幹→座位保持・起立保持・立上りの自立不可 (2) 内部障害（自己周辺の日常生活が極度に制限される）・心臓 ・腎臓 ・肝臓 ・血液 ・呼吸器 (3) その他の疾患（日常生活で常時介護） 9 精神障害 ・精神の障害（日常生活で常時介護） ・精神薄弱（最重度・知能指数20以下） 10 身障・病状・精神障害の重複（日常生活で常時介護） ・精薄（重度・知能指数35以下） ・身障 ・8(1)の動作が2分の1以上介護 ・両眼視力それぞれ0.03以下又は一眼視力0.04で他眼視力が手動弁以下 ・聴力100db以上	1 ・視力障害（両眼視力がそれぞれ0.03以下又は一眼視力0.04で他眼視力手動弁以下） ・視野障害（ゴールドマン型視野計又は自動視野計による測定） 2 両耳聴力100db以上 3 ・両上肢著障 ・両上肢全指欠損 ・両上肢全指著障 4 ・両下肢著障 ・両下肢足関節以上欠損 5 ・体幹座位不可 ・体幹自力立上がり不可 6 日常生活の自立ができない程度の障害又は病状 (1) 内部障害（自己周辺の日常生活が極度に制限される） ・心臓・腎臓・肝臓 ・血液・呼吸器 (2) 特定疾患等 常時安静・就床 安静度表2度以上 7 精神障害 ・精神の障害（日常生活能力10点以上） ・精神薄弱（最重度・知能指数20以下）	1 両眼視力がそれぞれ0.07以下又は一眼視力が0.08で他眼視力が手動弁以下 2 両耳聴力90db以上 3 平衡機能の極めて著しい障害 4 そしゃく機能喪失 5 音声・言語機能喪失（耳性のものを含まず） 6 両上肢の親指・ひとさし指全廃又は欠損 7 1上肢著障、全指欠損又は全指全廃 8 1下肢全廃又は1大腿2分の1以上欠損 9 体幹 野外歩行に補助用具必要 10 日常生活に著しい制限を受ける障害又は病状 (1) 内部障害 ・心臓 ・肝臓 ・腎臓 ・血液 ・呼吸器 (2) その他の疾患 （日中の50%以上就床） 11 精神障害 ・精神の障害（日常生活能力8点以上） ・精神薄弱（知能指数35以下）	*日常生活動作 1 タオルをしぼる 2 すわる 3 立ち上がる 4 片足で立つ 5 階段を昇降する 6 とじひもを結ぶ 7 かぶりシャツを着て脱ぐ 8 ワイシャツのボタンをとめる *評価 ひとりで出来る場合……………0点 ひとりで出来てもうまく出来ない場合…1点 ひとりでは全く出来ない場合……………2点 (注) ・6の場合については 5秒以内に出来る…0点 10 " …1点 10秒で出来ない……2点	F A表の9に該当しかつ日常生活能力14点以上
			日常生活能力	☆
1 食事	1人で出来る	介助要	出来ない	
2 用便（月経）の始末	1人で出来る	介助要	出来ない	
3 衣服の着脱	1人で出来る	介助要	出来ない	
4 簡単な買物	1人で出来る	介助要	出来ない	
5 家族との会話	通じる	少し通じる	通じない	
6 家族以外の者との会話	通じる	少し通じる	通じない	
7 刃物・火の危険	わかる	少しわかる	わからない	
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることが出来る	不十分でも出来る	出来ない	